



# 事務所だより 3月号

西田成希税理士事務所

春暖のみぎり、皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

オリンピックが終わりましたね。私はちょうど繁忙期に入りましたので、主にハイライトで鑑賞です。

今回は、多くの方がメダルを取って大変盛り上がりました。日本は、金4個、銀5個、銅4個と大活躍でした。

小平奈緒選手、スピードスケート500mで見事に金メダル。ワールドカップで24連勝して迎えたオリンピック、ここで負けたら「やっぱり日本人はここ一番に弱い」ということを証明しているようで、とても気になっていました。そんな中での金メダル。すごいプレッシャーだったと思いますが、テレビで映っている顔は達観しているように見えました。また羽生結弦選手も見事でした。オリンピックでの2大会連続での金メダル、怪我を乗り越えての勝利、すごいとしか言いようがないです。小平選手も羽生選手もですが「勝つ」ときというのは、雰囲気違いますね。何か透き通っているように感じました。

羽生選手については、オチ(?)が付きましたね(^)。ちょうど同じ日に将棋の羽生棋士が、こちらも話題の藤井5段と公式戦(朝日杯)を戦っていました。ネットニュースのややかしかったこと…。『羽生勝った!』『羽生負けた!』の文字が躍っていました。パッと見て「え???’’」となりました。なんという偶然、こんなこともあるんですね(^)。



祭典もあつという間に終わり、3月に入りました(いよいよ野球シーズン?いえいえテニスのシーズンです(^))。3月15日が終わったら、スーパー銭湯に行つてリフレッシュしたいです(^)。そしてテニスができる身体を作らないと…。確定申告の時期はおやつを特に食べるので、2kg太りました。この2kgが致命傷なんですよね。さて、今度は何をして痩せよう…。(今まで「ビリー・ザ・ブートキャンプ」「コアリズム」「腹筋ローラー」色々やっています(>\_<))。

子供に事務所だよりの記事を相談したら「オリンピックのことを書けばええやん。4年に1回やから毎回同じにはならんで」と言われました。なかなか鋭い!それ「イタダキ」。ということで、事務所だより3月号をお送りします。これがその結果です(^;)。

仕事で淡路島へ。こんなに天気がいいのに、用件が済んだらとんぼ返りです…。



とっても恥ずかしいのですが、この時期の事務所の状態です。これもストレスの原因です(T\_T)。



## ☆ お知らせ (2018年3月の税務)

期 限	項 目
3月12日	▶ 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
3月15日	▶ 前年分所得税の確定申告
	▶ 所得税確定損失申告書の提出
	▶ 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
	▶ 確定申告税額の延納の届出書の提出
	▶ 個人の青色申告の承認申請
	▶ 前年分贈与税の申告
	▶ 国外財産調書の提出
4月2日	▶ 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告
	▶ 1月決算法人の確定申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
	▶ 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 7月決算法人の中間申告 <法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告 <消費税・地方消費税>
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分) <消費税・地方消費税>

## ☆ 国税庁：2016年度の租税滞納状況を公表

国税庁は、2016年度の租税滞納状況を公表しました。

それによりますと、新規発生滞納額は、前年度に比べ9.5%減の6,221億円と3年ぶりに減少し、整理済額が7,024億円(前年度比9.3%減)と新規発生滞納額を上回ったため、2017年3月末時点での法人税や消費税など国税の滞納残高も8.2%減の8,971億円となり、1999年度以降、18年連続で減少しました。

国税庁では、新規滞納に関しては、全国の国税局(所)に設置している「集中電話催告セン

「タ一室」で整理すること、処理の進展が図られない滞納案件については、差押債権取立訴訟や詐害行為取消訴訟といった国が原告となって訴訟を提起して整理すること、財産を隠ぺいして滞納処分を免れる案件については、国税徴収法の「滞納処分免脱罪」による告発で整理することで、効果的・効率的に処理しています。実際、最近ではすぐに差押えにかかりますね。

近年、景気回復により税収は増えているものの、こうした新規滞納の未然防止、大口・悪質事案や処理困難事案を中心に厳正・的確な滞納整理を実施しています。

滞納残高は、前年度の 2015 年度に 1986 年度以来 29 年ぶりに 1 兆円を下回り、2016 年度も滞納残高を減らしています。

2016 年度に発生した新規滞納額は、最も新規滞納発生額の多い 1992 年度（1 兆 8,903 億円）の約 33% まで減少しました。

また、2016 年度の滞納発生割合（新規発生滞納額／徴収決定済額（57 兆 6,516 億円））は 1.1% となり、2004 年度以降、13 年連続で 2% を下回り、国税庁発足以来、最も低い割合となって、滞納残高はピークの 1998 年度（2 兆 8,149 億円）の約 32% まで減少しました。

税目別にみてもみますと、消費税は、新規発生滞納額が前年度比 14.5% 減の 3,758 億円と 3 年ぶりに減少しましたが、税目別で 12 年連続最多、全体の約 60% を占めています。

一方で、整理済額が 3,997 億円と上回ったため、滞納残高は 7.2% 減の 3,100 億円となり、7 年連続で減少しました。

法人税は、新規発生滞納額が同 3.7% 減の 611 億円と 3 年連続で減少し、整理済額が 698 億円と上回ったため、滞納残高も 8.2% 減の 981 億円と 9 年連続で減少しました。

#### ☆ 犬銀ってどんな税金？

江戸時代の租税制度「犬銀」の内容を問うクイズを、税務大学校が国税庁のホームページに掲載しています。問題は三択で、選択肢は ① 飼い犬の頭数に応じて飼い主が納めるぜいたく税、② 藩主の飼い犬の餌代として領民が納める租税、③ 犬を売買した頭数に応じて納める取引税の 3 つ。さて、答えは？

犬銀は信州松代藩が課税していた税金です。藩は領民から徴収する租税で鷹狩の獵犬の餌代をまかなっていたそうです。つまりクイズの答えは②。当時の諸大名は自領内に狩場を設けたほか、参勤交代で江戸に滞在しているときは幕府に狩場を借りて鷹狩を楽しんだそうです。

税務大学校は戌年にちなんで今回のクイズで犬銀を紹介していますが、2 年前には「犬税」を取り上げています。クイズは京都府と群馬県で高い税率を掛けられていた特定の犬種を当てる問題で、答えは狎（ちん）。上流階級や花柳界で近世から盛んに飼育されていた日本原産の小型犬で、愛玩犬の代表格だったことから、ぜいたく税として狙い撃ちされたとのこと。

いろんな税金があります…。

#### ☆ 無期転換申込権発生に備えての対応

##### ◆ 無期転換申込権とは

今年の 4 月より無期転換制度が始まります。この法は従前には無かった新しい制度であり企業に有期雇用労働者がいる場合、必要な手続を行う事が求められます。

無期雇用転換制度とは労働契約法第 18 条（有期労働契約者の期間の定めのない労働契約への転換）に規定されています。

「同一の使用者ととの間で締結された 2 以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間が 5 年を超える労働者が、当該使用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了するまでの間に、当該満了日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の申込みをしたときは、使用者は申込みを承諾したものとみなす」と言うものです。つまり同一事業主の下、有期労働契約を更新していて 5 年を超えた時、本人が無期転換申し込みをしたら定年・再雇用までの継続勤務として扱うと言う事です。

##### ◆ 目前に迫る開始期日と対応

対象労働者は平成 25 年 4 月 1 日以降に有期雇用契約をし更新した方が、平成 30 年の 4 月 1 日以降通算 5 年を経過すると、無期転換申込権が発生、その日以降いつでも、申し込みができる状態になる訳です。

具体的な対応としては、

(1) 平成 25 年 4 月 1 日以降に有期雇用契約をした対象者に対し転換時期（通算 5 年を超えた日）を知らせる必要があります。

その際、就労実態を調べ社内の仕事を整理区分し任せる仕事を考えます。また、無期雇用とは必ずしも正社員と同一労働条件を指すものではないので、今までと同じ待遇と言う場合もあるでしょう。

(2) 無期転換雇用者就業規則の定めをする

(3) 高年齢者や再雇用者の対応

有期特措法の適用で定年後の継続雇用の方の無期雇用の適用除外認定手続きを取る。

##### ◆ 今後の会社の方針を検討する

有期雇用労働者を 5 年以上続けて雇い入れている企業は、今後どのような方法を採用するかを考える必要があります。

(1) 正社員や多様な正社員への登用

(2) 雇入れ期間設定（通算 5 年未満）や勤務評価の上限設定。但し申込権発生直前の雇止めは慎重が必要です。

(3) 申し込みがあれば無期雇用にはするが労働条件は変えない。

……等があります。ややこしいですね。

西田成希税理士事務所  
〒659-0053  
兵庫県芦屋市松浜町 6 番 14-2 号  
電話 090-7490-7396  
FAX 0797-78-6488